

田原市民活動支援センター印刷機運用利用規約

田原市民活動支援センター（以下「センター」という。）は、協働によるまちづくりを推進するため、幅広い分野で公益的な活動を行う市民活動団体（以下「団体」という。）の活性化などを目的に、団体用印刷機を設置し、以下のとおり運用を行います。

1 基本事項

(1) 本運用開始日

平成26年2月18日（火）から

(2) 印刷機設置場所

田原文化会館 フリースペース内

(3) 印刷機利用可能時間

田原文化会館開館日（午前9時から午後5時まで）

(4) 印刷機の機能

- ・紙原稿の場合：1色刷り（黒又は赤）
 - ・黒赤分版した紙原稿の場合：2色刷り（黒・赤）
 - ・データ原稿（USBメモリ）の場合：2色擬似カラー刷り（黒・赤）
- ※データは、センターで配布するドライバで調整したもののみ使用可

(5) 利用料

- ・一団体 5,000枚まで300円
- ・用紙は利用団体が用意
- ・原則として50枚～5,000枚の範囲（特別な理由がある場合は要相談）

2 利用できる市民活動団体

(1) 印刷機を利用したい団体は、あらかじめ以下の書類をセンター又は企画課へ提出してください。なお、仮運用時に登録した団体は、本運用の登録事務手続を省略できるものとします。

ア 田原市民活動支援センター印刷機利用登録申請書（様式1）

イ 団体の規約・会則等

ウ 団体の構成員名簿

エ その他活動内容の参考となる資料

※ボランティアセンター登録団体、市民協働まちづくり事業補助金及び市民活動向上事業補助金採択団体、市民提案型委託制度受託団体は、イ～エの添付を省略できるものとします。

(2) センターは、提出された申請書を審査し、適正と認められた場合は、田原市民活動支援センター印刷機利用許可証（様式2）を申請団体に交付します。

(3) 登録団体の条件

①利用登録できる団体は、以下のすべての要件に該当する団体とします。

- ・5人以上で構成されている団体
- ・市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- ・民主的な運営と適切な会計処理がなされている団体
- ・団体の代表者等に変更があった場合又は解散等により利用登録を抹消する場合は、田原市民活動支援センター印刷機利用（変更・取消）届（様式3）をセンター又は企画課へ提出してください。

②利用できない団体

以下の事由のいずれかに該当する団体は、利用できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規

定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体
- ・営利を主たる目的とする団体

3 印刷できない資料

以下のいずれかに該当する内容の資料は、印刷できません。

- ・専ら直接的に利潤を追求することを目的とする内容
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする内容
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする内容
- ・特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする内容
- ・公序良俗に反する内容
- ・個人や団体等を誹謗中傷する内容
- ・その他、市の方針や施策に反する内容

4 利用方法

- ・利用する際は、事前に市役所企画課で印刷機利用カードの貸与手続をおこなってください。
- ・印刷機を利用するときは、貸与された印刷機利用カードを機器に差し込んで利用してください。
- ・その他、田原市市民活動支援センターに備え付けの利用上の注意書等に従って利用してください。
- ・市役所業務時間外での故障等への対応はできかねます。故障が発生した場合は、印刷機に故障中と表示をし、市役所業務時間内に、企画課まで連絡をしてください。

5 その他

①利用の停止

虚偽の内容で登録し許可された団体の利用を停止することができます。

②運用の中止

インク等消耗品の終了、その他の理由（制度の問題等）により、印刷機が運用できなくなった場合、その旨をセンターに表示して運用を中止することができます。

附 則

この規約は、平成26年2月18日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年7月1日から適用する。

様式 1

田原市民活動支援センター印刷機利用登録申請書

年 月 日

田原市民活動支援センター 様

申請団体 _____

代表者氏名 _____

以下の内容で、印刷機利用の登録をしたいので申請します。なお、利用にあたっては、規約を順守します。

(ふりがな) 団体名					
会員数	人	設立年月	年	月	
法人化の有無	有 (認証年月日	年	月	日)	・ 無
代表者	氏名				
	住所	〒			
	電話				
	FAX				
	Eメール				
事務所等 (代表者と同じ場合は省略可)	住所				
	電話				
	FAX				
	Eメール				
	HP等				
活動内容 (該当するものに○)	健康・医療・福祉	社会教育	まちづくり	観光	農漁村振興
	文化・芸術・スポーツ	環境保全	災害救援	地域安全	人権擁護・平和
	国際協力	男女共同参画	子ども健全育成	情報化	科学技術
	経済活性化	職業・雇用拡充	消費者保護	団体連携・援助	その他 ()
※1 社会福祉協議会ボランティアセンター登録					有 ・ 無
※2 市民協働関連補助金採択、市民提案型委託制度受託					有 (年度) ・ 無
※3 市民活動支援センターからの情報メール配信					希望 する ・ しない

(添付資料) ◇規約・会則等 ◇会員名簿 ◇活動内容の参考となる資料

※1 又は※2の項目が「有」の場合は添付省略可

■センター記入欄

登録番号等

■承認印

担当	係長	課長

田原市民活動支援センター印刷機利用許可証

年 月 日

様

田原市民活動支援センター

貴団体を、田原市民活動支援センター印刷機の利用登録団体と認めます。なお、利用にあたっては、**以下の項目及び規約の内容を順守**してください。

1 印刷機利用可能時間

田原文化会館開館日（午前9時から午後5時まで）

2 利用料

- ・一団体 5,000枚まで300円
- ・用紙は利用団体が用意

※極端に少ない枚数（50枚以下目安）の利用はご遠慮ください。

3 利用方法等

- ・印刷機利用カードを貸与します。
※1回で貸与するカードの枚数は3枚までです。年度毎の更新手続きが必要になりますので、ご了承ください。
- ・利用料（300円）を、別添納付書で支払ってください。
- ・印刷機を利用するときは、貸与された印刷機利用カードを機器に差し込んで利用してください。
- ・その他、田原市市民活動支援センターに備え付けの利用上の注意書等に従って利用してください。
- ・市役所業務時間外での故障等への対応はできかねます。故障が発生した場合は、印刷機に故障中と表示をし、市役所業務時間内に、企画課まで連絡をしてください。

4 その他

- ・代表者の変更や団体の解散等があった場合は、センターに届け出てください。

田原市民活動支援センター

○開設場所等：①田原市役所企画課窓口（月～金／市役所業務時間内※祝日は除く）

②田原文化会館フリースペース内

（第1・3・5土曜日／午後1時から午後5時）

○電話：0531-23-3507【市役所企画課内】

○メール：shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp

様式3

田原市民活動支援センター印刷機利用登録（変更・取消し）届

年 月 日

田原市民活動支援センター 様

登録団体 _____

代表者氏名 _____

以下の理由により、登録の（変更・取消し）を届け出ます。

(変更・取消し) の理由	
(変更・取消し) 日	年 月 日
変更の内容	
備考	

■センター記入欄

登録番号等

■承認印

担当	係長	課長